

令和元年度

木津川市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

木津川市監査委員



2 木 監 第 2 0 号

令和2年8月20日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市監査委員 西井 正

木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

令和元年度木津川市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出する。

目 次

令和元年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1. 審査の対象..... | 1 |
| 第2. 審査の期日..... | 1 |
| 第3. 審査の方法..... | 1 |
| 第4. 審査の結果..... | 1 |
| 1. 健全化判断比率 | 2 |
| (1) 実質赤字比率 | 2 |
| (2) 連結実質赤字比率 | 3 |
| (3) 実質公債費比率..... | 4 |
| (4) 将来負担比率 | 6 |
| 2. 平成30年度決算数値における他の都市との比較..... | 7 |
| 3. 審査意見 | 8 |

令和元年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

| | |
|--------------------|----|
| 第1. 審査の対象..... | 9 |
| 第2. 審査の期日..... | 9 |
| 第3. 審査の方法..... | 9 |
| 第4. 審査の結果..... | 9 |
| 1. 資金不足比率 | 10 |
| (1) 水道事業会計 | 10 |
| (2) 公共下水道事業会計..... | 10 |
| 2. 審査意見 | 11 |
| 参考) 算定対象会計 | 12 |

令和元年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1. 審査の対象

(1) 令和元年度 健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率

(2) (1) の算定の基礎となる書類

第2. 審査の期日

令和2年7月20日から令和2年8月7日まで

第3. 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

【標記に関する注意事項】

数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

| 区 分 | 令和元年度 | 早期健全化基準 | 平成30年度 |
|--------------------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | 12.64 | — |
| 連結実質赤字比率 | — | 17.64 | — |
| 実質公債費比率 (3カ年平均) | 9.1 | 25.0 | 9.6 |
| 将来負担比率 | 30.0 | 350.0 | 35.1 |

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値となり「-」で表示される。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和元年度決算における実質収支額は、4億1,706万3千円の黒字となっており、比率は負の値となり「-」で表示される。

(単位：千円・％)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \Delta 417,063}{\text{標準財政規模} \quad 17,209,463}$$

| 会 計 名 | | 実質収支額 |
|-----------------------|-------------------|------------|
| 一 般 会 計 等 | 一般会計 | 417,063 |
| | 一般会計等に 属する特別会計 | — |
| | | — |
| 小 計 | | 417,063 |
| 標準財政規模 | | 17,209,463 |
| 実質赤字比率(%) | | △2.42 |

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和元年度決算における連結実質収支額は、34億9,285万8千円の黒字となっており、比率は負の値となり「-」で表示される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \Delta 3,492,858}{\text{標準財政規模} \quad 17,209,463} \quad (\text{単位: 千円} \cdot \%)$$

| 会 計 名 | | | 実質収支額 |
|--------------------------|---------------------|-------------|---------|
| 公営企業に 係る特別会計 以外の会計 | 一般会計等以外の 特別会計のうち | 国民健康保険特別会計 | 113,883 |
| | | 介護保険特別会計 | 74,116 |
| | | 後期高齢者医療特別会計 | 31,191 |
| | | 駐車場整備事業 | 0 |

| 会 計 名 | | | 資金不足・剰余額 |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 企業 法適用 | 宅地造成事業以外 | 水道事業会計 | 2,777,422 |
| | | 公共下水道事業会計 | 79,183 |
| | 宅地造成事業 | — | — |

| 会 計 名 | | | 資金不足・剰余額 |
|------------|----------|---|----------|
| 企業 法非適用 | 宅地造成事業以外 | — | — |
| | 宅地造成事業 | — | — |

| | |
|---------------------|---------------|
| 合 計 | 3,492,858 |
| 標準財政規模 | 17,209,463 |
| 連結実質赤字比率 (%) | △20.29 |

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合（平成29年度から令和元年度の3カ年平均）で表したものである。

本市の令和元年度決算における実質公債費比率は9.1%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、当該数値を下回っており、前年度と比べ、0.5ポイント改善している。なお、単年度については、9.3%となり、前年度（8.9%）より0.4ポイント悪化した。

実質公債費比率については、単年度で標準財政規模の増加により算定分母が増加したが、債務負担行為関連準元利償還の開始による一般財源所要額の増加などによって令和元年度の単年度比率は悪化となったが、3カ年平均で算出する比率は改善するに至ったものである。

(主な改善要因)

- ①平成30年度繰上償還による平成18年度同意 本庁舎建設事業債に係る市債元利償還金が皆減したことによる。
- ②平成30年度繰上償還による兜台保育園園舎等建設事業に係る立替金償還金が皆減したことによる。

(主な悪化要因)

- ①平成28年度同意 防災行政無線整備事業他5事業に係る緊急防災・減災事業債の元金償還開始に伴い、地方債償還額が増加したことによる。
- ②定期償還の開始による木津中学校校舎等総改築事業に係る立替金償還金が皆増したことによる。
- ③定期償還の開始による城山台小学校建設事業に係る立替金償還金が皆増したことによる。
- ④定期償還の開始による市内小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業に係る立替金償還金が皆増したことによる。

(単位：千円)

| | | | |
|--------|--|---|---|
| | $\left(\begin{array}{l} \text{地方債の} \\ \text{元利償還} \end{array} + \text{準元利償還金} \right)$ | — | $\left(\begin{array}{l} \text{特定財源} + \\ \text{元利償還金・準元利} \\ \text{償還金に係る基準財} \\ \text{政需要額算入額} \end{array} \right)$ |
| 平成29年度 | (2,716,011 + 1,646,250) | — | (606,582 + 2,400,796) |
| 平成30年度 | (2,744,079 + 2,348,985) | — | (1,359,224 + 2,424,541) |
| 令和元年度 | (2,841,812 + 1,284,993) | — | (321,198 + 2,436,525) |

| | | | | |
|--------|------------|------------------------|---|---------------------------|
| | | 標準財政規模(うち臨時財政対策債発行可能額) | — | 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 |
| 平成29年度 | 16,918,160 | (992,310) | — | 2,400,796 |
| 平成30年度 | 17,117,064 | (1,046,273) | — | 2,424,541 |
| 令和元年度 | 17,209,463 | (881,561) | — | 2,436,525 |

| | | |
|-----------|--------|---------|
| 実質公債費比率 | 平成29年度 | 9.33284 |
| = (単年度) | 平成30年度 | 8.91133 |
| | 令和元年度 | 9.26750 |

実質公債費比率 (単位：%)
(3カ年平均) 9.1

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など将来負担すべき実質的な負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和元年度決算における将来負担比率は30.0%となり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、当該数値を下回っており、前年度（35.1%）と比べ、5.1ポイント改善している。

将来負担比率については、公営企業債残高の減少や関公費の定期償還開始によって、債務負担行為に基づく支出予定額が減少したことにより改善するに至ったものである。

(主な改善要因)

- ①標準税収入額等の増額による標準財政規模が増額したことによる。
- ②下水道事業における公営企業債残高の減少及び準元金／元金（3か年平均）の割合低下による公営企業債等繰入見込額が減少したことによる。
- ③水道事業における公営企業債残高の減少及び準元金／元金（3か年平均）の割合上昇による公営企業債等繰入見込額が減少したことによる。
- ④城山台小学校建設事業及び木津中学校増改築事業の定期支払開始及びその他の支払進行に債務負担行為に基づく支出予定額が減少したことによる。

(主な悪化要因)

- ①公共施設等整備基金残高及び合併算定替減対策基金残高の減少による充当可能基金残高が減少したことによる。
- ②下水道事業における公営企業債残高の減少及び準元金／元金（3か年平均）の割合減等による都市計画税に係る充当可能特定歳入が減少したことによる。

(単位：千円)

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|---|------------------------------------|---|---|---|-------------|---|---|
| 地方債現在高 (普通会計が 実質的に負担 するもの) | + | 債務負担行為 (五省協定や 依頼土地の買 戻しに係るも の等)に基づ く支出予定額 | + | 退職手当支給 予定額のうち 普通会計の負 担見込額 | + | 公営企業債の繰 入見込額や一部 事務組合の起債 償還に係る普通 会計の負担見込 額等 | + | 連結実質 赤字額 | - | 充当可能基金額、 地方債現在高等 に係る交付税算 入見込額等 |
| 32,789,807 | + | 2,457,378 | + | 3,042,848 | + | 8,604,410 | + | 0 | - | 42,459,667 |

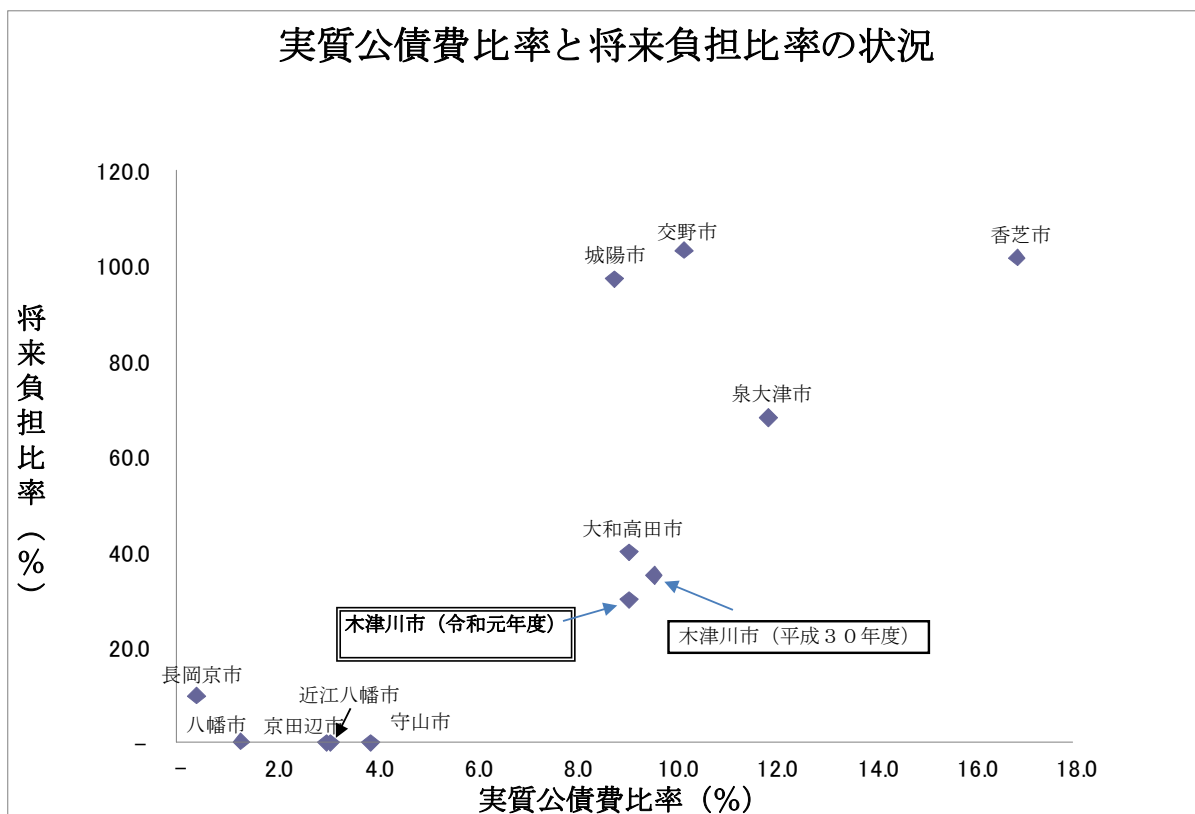
| | | |
|------------------------|----------|-------------------------------|
| 標準財政規模（うち臨時財政対策債発行可能額） | - | 元利償還金・準元利償還金に 係る標準財政需要額算入額 |
| 17,209,463（ | 881,561） | - 2,436,525 |

(単位：%)

= 将来負担比率 30.0

2. 平成30年度決算数値における他の都市との比較

4指標のうち実質公債費比率と将来負担比率について、近畿地方における人口及び標準財政規模が近似する他の都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



| | 都市 | 人口 (人) | 標準財政規模 (千円) | 実質赤字 比率 (%) | 連結実質赤字 比率 (%) | 実質公債費 比率 (%) | 将来負担比率 (%) | 備考 |
|-----|-------|-----------|----------------|----------------|------------------|-----------------|---------------|-----------|
| 京都府 | 木津川市 | 78,223 | 17,209,463 | — | — | 9.1 | 30.0 | 令和元年度データ |
| 京都府 | 木津川市 | 77,188 | 17,117,064 | — | — | 9.6 | 35.1 | 平成30年度データ |
| 京都府 | 京田辺市 | 69,804 | 14,739,896 | — | — | 3.0 | — | 平成30年度データ |
| 京都府 | 城陽市 | 76,409 | 15,371,311 | — | — | 8.8 | 97.3 | 平成30年度データ |
| 京都府 | 八幡市 | 71,366 | 14,705,193 | — | — | 1.3 | 0.2 | 平成30年度データ |
| 京都府 | 長岡京市 | 81,262 | 16,686,662 | — | — | 0.4 | 9.8 | 平成30年度データ |
| 滋賀県 | 近江八幡市 | 82,191 | 18,251,741 | — | — | 3.1 | — | 平成30年度データ |
| 滋賀県 | 守山市 | 83,151 | 16,511,607 | — | — | 3.9 | — | 平成30年度データ |
| 大阪府 | 交野市 | 77,901 | 14,607,562 | — | — | 10.2 | 103.3 | 平成30年度データ |
| 大阪府 | 泉大津市 | 74,824 | 16,640,905 | — | — | 11.9 | 68.2 | 平成30年度データ |
| 奈良県 | 大和高田市 | 65,205 | 14,506,939 | — | — | 9.1 | 40.0 | 平成30年度データ |
| 奈良県 | 香芝市 | 79,470 | 15,036,168 | — | — | 16.9 | 101.8 | 平成30年度データ |

※令和元年度木津川市データにおける人口は、令和元年12月末日木津川市人口による。

※木津川市を含む平成30年度データについては、平成30年度総務省市町村決算カードによる。

3. 審査意見

令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率及び将来負担比率は前年度と比べて改善された。また、一般会計や連結対象となる各会計に赤字が発生していないことから、実質赤字比率、連結実施赤字比率ともに算定されない結果となった。しかしながら、今後も大きな公債費負担、将来負担の発生が見込まれており、また、一般会計においては前年度に比べて地方債残高が微減したものの新たな増となる要因があることから、引き続き注意する必要がある。

あわせて、平成28年度から普通交付税の合併算定替特例措置の逡減が始まっており、令和2年度限りで同特例措置が終了することから、これらの負担はますます重くなることに加え、新型コロナウイルス感染症に起因する一般財源収入の減少が見込まれるなど、先行きは楽観できない状況にある。

このような状況を考えると、市民に対して財政状況を積極的に公表しつつ、財源の確保のために、公平性の担保において重要である市税等の債権について、関係法令に基づき、適切な管理と徴収の徹底を図ることが不可欠である。また、適正な基金の積立を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化及び施設総量の適正化によるコスト削減を図るなど、将来世代の負担を軽減するためにも、インフラ整備の見直しが求められている。

また、限られた財源の適切な配分の下、住民サービスの維持に努力しつつも、全ての事務事業について経費節減を行い、社会情勢及び費用対効果を十分考慮しながら、更なる行財政改革に努められたい。

令和元年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第1. 審査の対象

(1) 令和元年度 資金不足比率

対象となる会計

- ・水道事業会計
- ・公共下水道事業会計

(2) (1) の算定の基礎となる書類

第2. 審査の期日

令和2年7月20日から令和2年8月7日まで

第3. 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4. 審査の結果

審査に付された資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

【標記に関する注意事項】

数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

1. 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

| | 会 計 名 | 令和元年度 | 経営健全化基準 | 平成30年度 |
|-----|-----------|-------|---------|--------|
| 法適用 | 水道事業会計 | — | 20.0 | — |
| | 公共下水道事業会計 | — | | — |

※資金不足額がない場合は、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示される。

(1) 水道事業会計

令和元年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

資金の不足額 ※資金余剰の場合は、負の値となる。
△2,777,422

事業の規模
1,183,780

(単位：%)

= 資金不足比率

(2) 公共下水道事業会計

令和元年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

資金の不足額 ※資金余剰の場合は、負の値となる。
△ 79,183

事業の規模
859,310

(単位：%)

= 資金不足比率

2. 審査意見

水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

水道事業会計は、毎年度、財政調整基金からの繰入れを行っていたが、令和元年度には、資産整理に着手するなどの業務改善を実施し、財政調整基金に頼らず黒字経営に転換することができた。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

水道事業の健全性と安定性を追求し、有収水量率の向上とさらなるコスト削減に取り組み、事業目的である安心で安全な水を安定供給できるように、今後も引き続き経営基盤の強化に努められたい。

公共下水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

公共下水道事業会計は、多額の企業債借入や一般会計からの繰入金に依存する財務体質となっており、今後も厳しい経営状況が続くと考えられる。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

公共水域の水質保全を図る本来の事業目的を達成しつつ、事業の効率性と合理性を追求し、より一層の経費削減や収入確保に取り組み経営基盤の確立に努められたい。

また、今後は、施設の老朽化による更なる投資が課題となるため、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化や投資の平準化を図り、安定的に事業を継続できるよう努められたい。

参考) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率対象会計等一覧表

| 連結対象など | | 対象となる範囲 |
|---------------------|---|------------------|
| 市関連会計等名 | | |
| 一般会計 特別会計 | 普通会計 一般会計 【該当会計無し】 | |
| 公営事業会計 | 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 駐車場整備事業(想定企業) | |
| 公営企業会計 | 法適 水道事業会計 公共下水道事業会計 | |
| 一部事務 組合・ 広域連合 | 法適 企業 公営 山城病院組合(病院) 山城病院組合(老健) 公営企業 以外 の 会 計 相楽中部消防組合 相楽郡広域事務組合 木津川市精華町環境施設組合 市町村職員退職手当組合 議会議員公務災害補償等組合 自治会館管理組合 住宅新築資金等貸付事業組合 後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構 | |
| 地方独立行政法人 | 【該当法人無し】 | |
| 地方道路公社 | 【該当公社無し】 | |
| 土地開発公社 | 学研都市京都土地開発公社 | |
| 第3セクター等 | 設立 法人 木津川市公園都市緑化協会 木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団 出資法人 京都府農業信用基金協会 京都府農業総合支援センター 京都信用保証協会 木津川市ボランティア基金 京都府暴力追放運動推進センター 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金 大阪湾広域臨海環境整備センター 橿新都市ライフホールディングス 地方公共団体金融機構 | 出資団体について(※2) |
| 財産区 | 加茂笠置組合(一部事務組合) 旧北村旧兔並村旧里村財産区特別会計 旧加茂町財産区特別会計 旧瓶原村財産区特別会計 旧当尾村財産区特別会計 | 財産区について(※3) |

※1 山城病院組合の資金不足比率は、山城病院組合により公表(市の資金不足比率対象外)。

※2 出資団体が所有する債務を保証する契約が無い場合、将来負担比率の対象外。

※3 財産区は別の法人格を持つ団体であり、健全化判断比率の対象外。